

みやぎ地域福祉サポートセンターのサービスは、宮城県社会福祉協議会と県内の市町村社会福祉協議会が連携して実施しています。

ご相談・お問い合わせは、こちらまで

平日/9:00~16:00

支 部 名	住 所	電 話・FAX	担 当 区 域
仙南地域福祉 サポートセンター	〒989-1606 柴田郡柴田町大字船岡字中島68番地 柴田町地域福祉センター内	☎ 0224-86-3811 FAX 0224-86-3812	白石市・角田市・蔵王町 七ヶ宿町・大河原町・村田町 柴田町・川崎町・丸森町
仙台地域福祉 サポートセンター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	☎ 022-212-3388 FAX 022-715-8507	塩竈市・名取市・多賀城市 岩沼市・亘理町・山元町 松島町・七ヶ浜町・利府町 大和町・大郷町・富谷町・大衡村
大崎地域福祉 サポートセンター	〒989-6145 大崎市古川北福葉二丁目2-10 大崎市社会福祉協議会 古川ヘルパーステーション内	☎ 0229-23-7188 FAX 0229-23-7158	大崎市(旧:古川市・松山町) 三本木町・鹿島台町・岩出山町 鳴子町・田尻町・加美町・色麻町 涌谷町・美里町(旧:小牛田町・南郷町)
栗原地域福祉 サポートセンター	〒987-2252 栗原市築館薬師3-6-2 栗原市社会福祉協議会内	☎ 0228-21-2245 FAX 0228-22-6012	栗原市(旧:築館町・若柳町) 栗駒町・高清水町・一迫町 瀬峰町・鶯沢町・金成町 志波姫町・花山村
登米地域福祉 サポートセンター	〒987-0513 登米市迫町北方字大洞45-3 登米市社会福祉協議会内	☎ 0220-21-5380 FAX 0220-21-6320	登米市(旧:迫町・登米町・東和町) 中田町・豊里町・米山町・石越町 南方町・津山町
石巻地域福祉 サポートセンター	〒986-0822 石巻市中央2-4-20 石巻市社会福祉協議会内	☎ 0225-96-2531 FAX 0225-96-2613	石巻市(旧:石巻市・河北町) 雄勝町・河南町・桃生町 北上町・牡鹿町・ 東松島市(旧:矢本町・鳴瀬町・女川町)
気仙沼・南三陸地域福祉 サポートセンター	〒988-0002 気仙沼市錦町2-5-10 気仙沼市社会福祉協議会内	☎ 0226-23-1182 FAX 0226-22-4467	気仙沼市(旧:気仙沼市・本吉町・唐桑町) 南三陸町(旧:志津川町・歌津町)
みやぎ地域福祉 サポートセンター (本部)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	☎ 022-212-3388 FAX 022-715-8507	

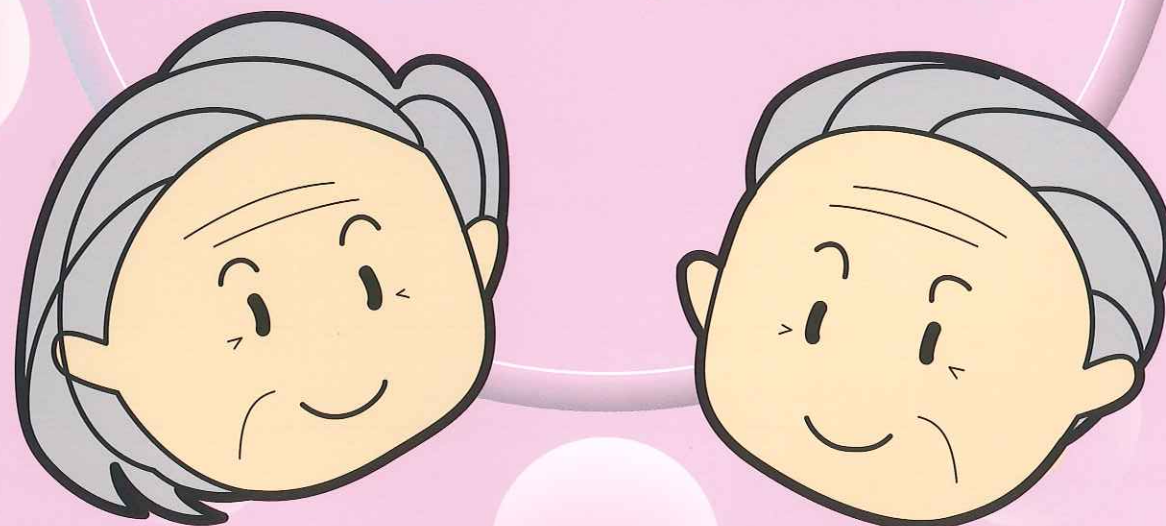


あんしんおてつだい。



みやぎ地域福祉サポートセンター

まもりーぶ



まもりーぶは「まもる」と「びりーぶ(=英語で信じる、信頼するの意味)」を組み合わせた愛称です。
在宅の認知症高齢者や、知的障害・精神障害のある方で、日常生活に不安をお持ちの方の様々なご相談に応じ、暮らしのサポートをしています。



社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会

このような方のお手伝いをします

自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用するための契約を結んだり、利用料等の支払いをすることが一人ではできない(自信がない)方。
(在宅の認知症高齢者や、知的障害、精神障害のある方など)

このようなことでお困りではありませんか？

福祉サービスについて

- どのような福祉サービスが使えるか知りたい。
- 一人で選んだり、決めることに不安がある。
- いろんな書類があつて、よくわからない。

お金の使い方について

- お金があるとすぐに使ってしまう。
- 郵便局や銀行などの手続きがむずかしい。
- 年金がちゃんと振り込まれているか心配。

大切な書類について

- 通帳や権利証、実印などを、家に置いておくのが心配。

利用料金

基本料金	1か月／700円
サービス料金	30分／500円
お預かりサービス (貸金庫利用者のみ)	1か月／300円
サービス提供に係る旅費	お手持いのための 走行距離に応じた料金

- 基本料金とお預かり料金は毎月かかります。
- サービス料金とは、生活支援員がサービスを提供した時にかかる料金です。
- サービス料金とその旅費は、申請手続きにより「生活ほごせたい」が全額、「市町村民税非課税者」は半額が免除になる場合があります。
- 詳しい旅費の料金は各支部にお問い合わせ下さい。

安心して利用していただくために

契約締結審査会

弁護士や医師などの専門家により構成されており、利用者の契約を締結する能力に疑義が生じた場合にこの事業での援助の必要性について判断するとともに、支援計画の適切さなどについて審査を行います。
専門員や生活支援員が援助を行う中で気をつけることなどについての助言も行います。

運営適正化委員会(運営監視合議体)

事業の透明性や公正性を高め、安心して利用していただくよう、第三者の方々(当事者団体や家族会、福祉・医療・法律の学識経験者など)により構成しています。
中立的な立場から事業全体の監視を行い、効果的な実施に向けた提言や勧告を行います。
利用者がサービスに不満を感じたときは、こちらに苦情を申し立てることができます。事実関係を明らかにし、苦情の解決を図ります。

誰がお手伝いしてくれるの？

生活支援員が定期的に訪問して、悩みごとの相談にのったり、お金の使い方についてお手伝いします。

どんなことをしてくれるの？

福祉サービス利用のお手伝い

- 福祉サービスに関する相談と助言、情報をお届けします。
- 福祉サービスを利用する時の申込手続きや契約の代行をします。(入所契約を除く)
- いろいろな書類や郵便物の確認をして、手続きをします。
- 福祉サービスについて、苦情(いやなことや困ったこと)を言うときのお手伝いをします。

日常的な金銭管理のお手伝い

- 生活に必要な預貯金を計画的にお届けします。
- 福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費、家賃などの支払い手続きをします。
- 各種年金や福祉手当の受け取りを確認します。

書類等のお預かり

- 大切な書類、通帳、印鑑などを貸金庫等の安全な場所でお預かりします。
- 《お預かりできるもの》 ● 預貯金の通帳 ● 年金証書 ● 権利証 ● 契約書類 ● 保険証書 ● 実印、銀行印など
- 《お預かりできないもの》 ● 宝石 ● 書画 ● 骨董品 ● 貴金属など

ご利用の流れ

- 相談受付から契約締結までは、**専門員**が行います。
- 契約締結後のサービス提供は**生活支援員**が行います。

